

少年法の一部を改正する法律案に対する修正案 概要

第一 被害者等による少年審判の傍聴について

一 被害者等による少年審判の傍聴の要件及び手続について

- 1 「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」ことの判断基準としての明示
家庭裁判所が被害者等による少年審判の傍聴を許すか否かの判断基準として、「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」ことを明示すること。
- 2 少年の心身に及ぼす影響への配慮
裁判長は、傍聴する被害者等の座席の位置、職員の配置等を定めるに当たっては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならないものとする。
- 3 弁護士である付添人からの意見の聴取及び国選付添人
 - (1) 家庭裁判所は、被害者等による少年審判の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならないものとする。
 - (2) 家庭裁判所は、(1)の場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときを除き、弁護士である付添人を付さなければならないものとする。

二 触法少年に係る事件の傍聴について

- 1 12歳未満の少年に係る事件の傍聴の対象からの除外
触法少年のうち12歳未満の少年に係る事件の審判は、被害者等が傍聴することができないものとする。
- 2 触法少年の特性の考慮
触法少年(12歳以上の少年に限る。)に係る事件について被害者等による少年審判の傍聴を許すか否かを判断するに当たっては、触法少年が、一般に、精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならないものとする。

第二 被害者等に対する説明について

家庭裁判所は、被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、審判の状況を説明するものとする。

第三 検討規定について

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定その他改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。